

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	氏名又は名称		
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 × (A+B+C)
	課税売上額（税抜き）	①		(110+610-310-630) × 100/108	
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
	非課税売上額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			
	課税売上割合（④/⑦）	⑧			
	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨		511+512+513-561- 562-563+711+712+ 713-761-762-763	
	課税仕入れに係る消費税額	⑩			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		551+552+553-581- 582-583	
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
	課税貨物に係る消費税額	⑬		(521+522+523- 571-572-573) × 6.3/108+ (721+722+723- 771-772-773) × 6.3/8+(724+725+ 726-774-775-776)	
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭		(531+532+533+731 + 732+733 × 6.3/108	
	課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯			
課 課 税 税 5 税 売 95 億 売 上 億 上 % 高 上 超 未 割 割 満 満 が 又 合 の は 合 が 場 場 合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		(511+711-561- 761)	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		(512+712-562- 762)	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [⑰+ (⑱×④/⑦)]	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
控 課 除 税 の 上 税 割 調 合 額 変 整 動 整 時 の 額 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 （ 加 算 又 は 減 算 ） 額	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉑		課税方式設定の 手入力値が反映	
	調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉒		課税方式設定の 手入力値が反映	
差 控 引 除 対 象 仕 入 税 額	[(⑯、⑰又は⑱の金額) ±㉑±㉒] がプラスの時	㉓			
	[(⑯、⑰又は⑱の金額) ±㉑±㉒] がマイナスの時	㉔			
	貸倒回収に係る消費税額	㉕		(210+620) × 6.3/108	

※ 簡易課税用の消費税コード(111～116、311～316、611～616、631～636)が使われている場合は、原則課税用の消費税コード(110、310、610、630)へ置き換えて集計されます。